

「生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値（案）」に対する意見募集の結果について

令和3年〇月〇日
環境省水・大気環境局
土壌環境課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集の対象農薬
プロチオコナゾール

(2) 意見募集の周知方法
関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

(3) 意見募集期間
令和2年12月5日（土）～ 令和3年1月3日（日）

(4) 意見提出方法
・ 電子政府の総合窓口（e-Gov）
・ 郵送

(5) 意見提出先
環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室

2. 意見募集の結果

(1) 御意見提出者数
・ 電子政府の総合窓口（e-Gov） 1通
・ 郵送 0通

(2) 御意見の延べ総数 2件

(別紙)

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
1	<p>基準値設定にあたって LC50 を使われていますが、半数が死滅する値にたった 10 の不確実係数では少ないのではないのでしょうか？素人のイメージからすると、半数が死ぬ濃度は、せめて 100 分の一まで薄めてもらいたいものです。</p>	<p>農薬登録のために必要な試験成績を定めている、農薬取締法テストガイドラインで指定されている試験生物の種類間での感受性の差は、概ね 10 倍以内と考えられることから、種間差を考慮した不確実係数は「10」を採用しています。</p>
2	<p>ミトコンドリア等の微細生物、(腸内)細菌類への影響はチェックしないのでしょうか？人間の場合でいうと、腸内細菌に悪影響を及ぼすと短期的にも中長期的にも健康被害は無視できないものですから、同様の検証は実施すべきと考えられます。</p>	<p>水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定に当たっては、国際機関である OECD が定めた、化学物質の生物への影響評価のガイドラインにおいて推奨されている種に対する、生物個体又は個体群への影響に係る試験結果に基づき、評価を実施しています。</p>